教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第一号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則 (昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号) 0) — 部

を次のように改正する。

教育職員免許法の 一部を改正する法律 (昭和二十九年法 改正法

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する 律第百五十八号)

平成十九年

第二条の表中 法律 (平成十九年法律第九十八号)

教育職員免許法施行規則の 一部を改正する省令 (平成二 改正省令

十年文部科学省令第九号)

免許狀更新講習規則 (平成二十年文部科学省令第十号)

更新講習規

改正法 を 教育職員免許法の 律第百五十八号) 部を改正する法律 (昭和二十九年法 改正法

則

に改める。

第三条中 「第十六条の二第一項」を 「第十六条第一項」 に改める。

第四条中 「第三項若しくは第六項」 を 「第二項若し くは第五項」とする。

第十七条から第十九条までを削る。

第二十条中 「第二十五号様式」 を「第十八号様式」 に改め、 同条を第十七条とする。

第二十一条を第十八条とする。

第十八号様式から第二十四号様式までを削り、 第二十五号様式を第十八号様式とする。

則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 の教育職員免許に関する規則の規定により提出されたものとみなす。 り現に提出されている申請書(第二十五号様式に限る。 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定によ) は、 この規則による改正後
- 3 り作成されている用紙 四年七月一日から当分の間、 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定によ (第二十五号様式に限る。 使用することができる。)で残存するものについては、 令和